



ベトナム: 労働者海外派遣法

執筆者: Nguyen Thi Thanh Huong, Hoang Duy Khang

2020年11月13日、国会において、契約に基づき海外で就労する労働者に関する法律(法律69/2020/QH14号)(以下「新法」という。)が可決された。新法は、2022年1月1日から施行され、2006年の契約に基づき海外で就労する労働者に関する法律(以下「現行法」という。)は同日にて失効する。

1. 禁止行為の追加

新法では、労働者海外派遣事業に関して、以下の行為を含む禁止行為が追加される。

- 労働者を欺くために誘惑し、約束し、宣伝し、虚偽の情報を提供し又はその他の手段を使用すること、及び人身売買、搾取、強制労働又はその他の違法行為を行うために労働者の募集・海外派遣を利用すること¹。
- 労働に関する差別又は強制労働をすること²。
- 担保(新法に規定される預託金及び保証を除く)を要求すること³。
- 新法に適合しない仲介手数料又はサービス手数料を労働者から徴収すること⁴。

2. 労働者海外派遣事業の許可の取得及び維持の条件の強化

¹ 新法第7条1項

² 新法第7条4項

³ 新法第7条10項

⁴ 新法第7条8項及び7条9項

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

新法の下、労働者海外派遣事業を行うベトナムにおける企業(以下「派遣サービス業者」という。)は、現行法及びその施行細則に規定されている条件(類似した性質を有する条件)に加えて、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 電子情報サイトを有すること⁵。
- ・ 派遣サービス業者の法定代表者は、(a)ベトナム国民であること、(b)ベトナム人労働者海外派遣又は雇用事業の分野において5年以上の経験を有すること、及び(c)特定の制定法上の犯罪について犯罪歴を有していないこと⁶。

なお、現行法では、電子情報サイト及び法定代表者の国籍又は犯罪歴に関する条件は規定されておらず、また、ベトナム人労働者海外派遣又は国際協力・関係の分野における経験基準は最低3年に設定されていた⁷。

新法の下、派遣サービス業者は、24か月連続して海外に労働者を派遣しなかった場合(天災、伝染病、戦争、政治的事情、不景気その他の不可抗力事由により受入国の企業が労働者を受け入れることができない場合を除く。)には、労働者海外派遣事業の許可が取り消される可能性がある⁸。なお、現行法では、派遣サービス業者は、労働者海外派遣事業の許可の取得日から12か月間海外に労働者を派遣しなかった場合には、かかる許可が取り消される可能性があった⁹。

3. 労働者はもはや仲介手数料を負担する義務はない

現行法では、派遣サービス業者は、派遣サービス業者と外国使用者を結ぶブローカーに対して派遣サービス業者が支払う仲介手数料の全部又は一部を、労働者に負担させることができた¹⁰。かかる規定は、新法で廃止され、また、新法上、労働者から仲介手数料を徴収することは禁止行為となった¹¹ため、労働者は派遣サービス業者に対して当該手数料を支払う責任を負わないものと解される。

4. サービス手数料に関する特筆すべき新たな点

現行法では、労働者が派遣サービス業者に対してサービス手数料を支払うことになっている¹²。新法では、サービス手数料にかかる「支払者」の範囲を、労働者及び外国使用者の双方が対象となるよう拡大した。したがって、外国使用者が既にサービス手数料を派遣サービス業者に対して支払っている場合、派遣サービス業者は、労働者との間で合意されたサービス手数料(もしあれば)の不足分のみを直接徴収することができる¹³。

派遣サービス業者は、労働者派遣契約を当局に登録し、当局から承認を受け、かつ、労働者海外派遣契約を労働者と締結した後でのみ、当該労働者からサービス手数料を徴収することができる¹⁴。

派遣サービス業者は、労働者が労働者の責めに帰することができない事由により、合意された期限よりも前にベトナムに帰国しなければならない場合、労働者から既に支払われたサービス手数料に加え、派遣契約の残存期間に応じて計算された利息を労働者

⁵ 新法 10 条 1 項(e)号

⁶ 新法 10 条 1 項(c)号

⁷ 現行法第 9 条 3 項、政令 38/2020/ND-CP 第 9 条 2 項

⁸ 新法第 16 条 2 項(c)号

⁹ 現行法第 15 条 2 項(c)号

¹⁰ 現行法第 20 条

¹¹ 新法第 22 条及び第 7 条 8 項

¹² 現行法第 21 条 1 項

¹³ 新法第 23 条 2 項(d)号

¹⁴ 新法第 23 条 2 項(c)号

働者に返還しなければならない¹⁵。

5. 技能実習形態による労働者海外派遣に関する特筆すべき新たな点

以下の規制は、外資系企業も含むベトナムで設立された企業が、技能実習のために労働者を海外に派遣し、グループ内研修を含む専門技能の向上を希望する場合に適用される。

- ・ 現行法では、使用者が、労働者を海外に派遣するためには、以下の 4 つの契約を締結する必要がある。具体的には、(a)海外に労働者を派遣する使用者と技能実習のために労働者を受け入れる外国企業との間で締結される労働者受入契約、(b)使用者と労働者との間で締結される海外インターンシップ契約、(c)使用者と労働者との間で締結される労働契約、(d)外国企業と労働者との間で締結される技能実習のためのインターンシップ契約である¹⁶。新法では、(d)の契約は不要となった¹⁷。
- ・ 新法では、使用者は、派遣労働者の帰任を受け入れ、派遣労働者が海外で習得した知識を考慮して適材適所に配置する義務を負うことに留意が必要である。¹⁸

6. 海外派遣労働者の権利義務の追加

新法では、追加で以下の権利が労働者に与えられた。

- ・ 就業中に不当に扱われ、労働を強いられ、生命・健康に関して直接的かつ明確な脅威を受け、又はセクシュアル・ハラスメントを受けた場合、契約を一方的に解除する権利、及び
- ・ ベトナムと受入国が社会保険料の二重負担又は二重課税防止条約を締結している場合には、ベトナム及び当該受入国において、社会保険料及び所得税の二重払いから免除される権利¹⁹

また、新法では、海外派遣労働者(使用者ではなく)は、ベトナムに帰国した日から 15 日以内に現地当局に通知することが義務付けられている²⁰。

¹⁵ 新法第 23 条 3 項

¹⁶ 現行法第 34 条 1 項、第 34 条 2 項、第 35 条 1 項、第 35 条 3 項及び第 35 条 4 項

¹⁷ 新法第 36 条 1 項、第 36 条 3 項、第 37 条 1 項及び第 38 条

¹⁸ 新法第 41 条 2 項(i)号及び第 48 条 4 項

¹⁹ 新法第 6 条 1 項(dd)号及び第 6 条 1 項(g)号

²⁰ 新法第 6 条 2 項(g)号

監修者

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

na_vnnl@eml.jurists.co.jp



おお や かずひで

大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、インフラ、エネルギー、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。



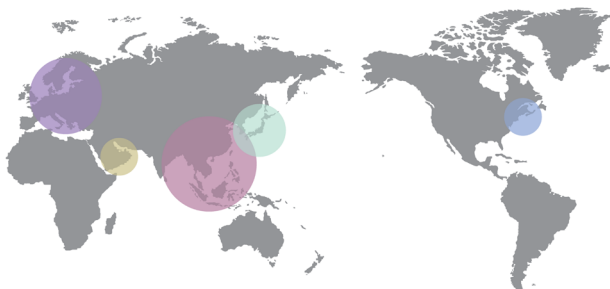
グ エ ン テ イ タ ン
Nguyen Thi Thanh

フ オ ン
Huong

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 ベトナムカウンセラー

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ハノイ市の YKVN 法律事務所等約10年の実務経験を経て、2013年に西村あさひ法律事務所ハノイ事務所入所。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
下向智子
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎

※Nishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceを
行っているBayfront Law LLCを通じてシンガポ
ール法のリーガルサービスも提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.jurists.co.jp
共同代表 石川智也
ドミニク・クルーゼ

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。